

次のとおり、名寄市公共施設等再配置計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により実施するので、企画提案書の提出を希望する事業者を募集します。

令和 3 年 6 月 1 4 日

名寄市長 加 藤 剛 士

1 業務名

名寄市公共施設等再配置計画策定業務

2 業務概要

「名寄市公共施設等総合管理計画」・「名寄市立地適正化計画」・「名寄市公共施設個別施設計画」を推進していくため、個別施設ごとの再編及び再配置等を含めた方策や時期を具体的に示すロードマップとして位置付ける「名寄市公共施設等再配置計画」の策定業務。

3 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 2 5 日（金）までとする。

4 参加申込期限

令和 3 年 6 月 2 3 日（水）午後 5 時 3 0 分まで

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 名寄市競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成 18 年名寄市訓令第 55 号。以下「事務処理要綱」という。）第 5 条に規定する競争入札参加者資格名簿において登録されている事業者であること。
- (2) 公共施設等の再編・再配置計画を策定する能力を有し、北海道内自治体の公共施設の再編・再配置計画策定業務に関わった実績があること。
- (3) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 北海道内に本社又は支社又は営業所を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び都道府県民税（法人税、法人事業税）を滞納していないこと。

- (7) 名寄市に納税義務がある場合で、市税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされているなどの経営状態が著しく不健全でないこと。
- (9) 名寄市暴力団排除条例（平成 25 年名寄市条例第 26 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に該当しないこと及び名寄市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年名寄市訓令第 1034 号）第 6 条による措置を受けていない者であること。
- (10) 次に定める届出の義務を履行している者（当該届出義務がない者を除く。）であること。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (11) その他必要と認められる要件

6 手続等

- (1) 名寄市公共施設等再配置計画策定業務プロポーザル（公募型）実施要領、仕様書、各種様式等は、名寄市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書類及び企画提案書類の提出方法、提出期限及び提出先については、実施要領を参照すること。
- (3) 企画提案書は、1 事業者 1 提案とする。

7 連絡先

096-8686 北海道名寄市大通南 1 丁目 1 番地
名寄市 総合政策部 総合政策課
電話：01654-3-2111（代）内線 3315
FAX：01654-2-5644
E-mail：ny-sousei@city.nayoro.lg.jp